

第二節 設備に関する基準

第八十二条 指定重症心身障害児施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療室、訓練室、看護師詰所及び浴室を有すること。
 - 二 観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を有すること。
- 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定重症心身障害児施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第二号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるとする。

第三節 運営に関する基準

第八十三条 指定重症心身障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定重症心身障害児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援につき指定施設支援費用基準額及び障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の第二第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 指定重症心身障害児施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

- 一 日用品費
- 二 前号に掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 指定重症心身障害児施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定重症心身障害児施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

第八十四条 第九条から第十九条まで、第二十一条第二項、第二十二條から第二十九條まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七條から第五十條まで、第五十二條及び第七十八條第二項の規定は指定重症心身障害児施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十四條において準用する第三十五條」と、第十九條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十三條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十三條第二項」と、第二十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四條において準用する次条第一項」と、第四十一條中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第八十四條において準用する第七十八條第二項の協力歯科医療機関」と、第五十二條第二項中「第八十八條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する第八十八條第一項」と、同項第二号中「第二十四條第一項」とあるのは「第八十四條において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中「第三十二條」とあるのは「第八十四條において準用する第三十二條」と、同項第四号中「第四十八條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第八十四條において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

附則
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十九号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の八の規定に基づき、障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令を次のように定める。
平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令

(定義)

第一条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という）第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託する場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会又は当該法人とする）をいう。

第二条 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三条 指定知的障害児施設等又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、各月分について翌月十日までに行われなければならない。

第四条 電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 指定知的障害児施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

- 2 前項の場合において、障害児施設給付費等明細書には、提供した指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。
- 3 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。
- 4 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の障害児施設給付費等明細書とみなして、第二項の規定を適用する。

第三条 前条第一項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。
2 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。

○厚生労働省令第八十号

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百三十四条第二項から第六項まで、第百三十五条第一項、第三項及び第四項、第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一項、第五項及び第七項、第百三十八条第一項、第百三十九条第二項及び第三項、第百四十条第一項及び第二項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第一条第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第百三十三号の十九中「いずれかに」を「いずれにも」に改める。

第百四十四条第一項の次に次の五項を加える。

2 法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び法第百三十四条第七項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者（以下「特定年金保険者」という。）については当該年度の初日の属する年の八月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の八月二十五日とする。

3 法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十月二十五日とする。

4 法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十二月二十五日とする。

5 法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の二月二十五日とする。

6 法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の四月二十五日とする。

第百四十四条の次に次の一条を加える。
（年金額の見込額の算定方法）
第百四十四条の二 法第百三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、それぞれ次の各号に掲げる数とおりとする。

一 法第百三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

二 法第百三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額

三 法第百三十四条第四項に規定する年金額の見込額 当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

四 法第百三十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額

五 法第百三十四条第六項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

2 前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

第百四十五条第一項中「第百三十四条第一項」の下に「から第六項まで」を加え、同項第二号中「法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「法第百三十四条第二項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者」を「特定年金保険者」に、「第

百三十五条第三項」を「第百三十五条第六項」に改め、「これらの特別徴収対象年金給付に国民年金法（昭和三十三年法律第四十号）による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）が含まれるときは当該老齢基礎年金に係る事項のみについて、老齢基礎年金が含まれないときは削り、「第四項」を「第九項」に改める。

第百四十七号第一号中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第五項」に改め、同条第三号中「第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十八条中「第百三十六条第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第五項」に改める。

第百四十九条中「第百三十六条第二項」の下に「（令第四十五条の二の第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（支払回数割保険料額の見込額の算定方法）
第百四十九条の二 法第百三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一 法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に六を乗じて得た額

二 法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に四を乗じて得た額

三 法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うときは、当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でない）と認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得た額に二を乗じて得た額

2 前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第百五十条の見出しを「支払回数割保険料額等の納入方法」に改め、同条中「第百三十七号第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、「支払回数割保険料額」の下に「又は支払回数割保険料額の見込額」を加える。

第百五十二号第一項及び第二項中「第百三十七号第五項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加える。

第百五十三条に次の五項を加える。
2 令第四十五条の二において準用する法第百三十七号第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

3 令第四十五条の三において準用する法第百三十七号第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

4 令第四十五条の四において準用する法第百三十七号第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。

5 令第四十五条の五において準用する法第百三十七号第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。
6 令第四十五条の六において準用する法第百三十七号第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までにいうものとする。
第百五十四号第一項中「第百三十八号第一項」の下に「（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「第百三十六号第一項」の下に「（令第四十五